

1 法令名（日・英）

大気汚染の防止に関する政令（1999 年第 41 号）

Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 41 Year 1999 on Air Pollution Control

2 制定年月

1999 年 5 月

3 発効年月

1999 年 5 月

4 法令の概要

4.1 目的

大気環境を人間の健康や環境に害を及ぼさないレベルに制限する。

4.2 規制対象

事業や活動を営む者

自動車の所有者

4.3 規制内容（基準値がある場合は基準値など）

事業や活動を営む者は、

- 大気環境基準、大気排出基準及び障害規準*を遵守し、大気汚染防止や大気汚染の処理/管理を行い、大気汚染を抑制するために正確な情報を公表する。
- 行政監督者の敷地内への立ち入りを許可し、必要な情報の提供を行い、大気のサンプル調査に協力する。

自動車の所有者は、

- 自動車排気ガス基準及び自動車騒音規準を遵守する。
- 自動車排ガス試験及び自動車騒音試験を受ける。なお、事業や活動を営む者は、新車における排ガス及び騒音試験の結果を公表しなければならない。

事業や活動を営む者、及び自動車の所有者は、

- 大気汚染（障害）を生じさせた場合には、その管理及び回復に努める。

- 大気汚染が生じた結果、他の団体に損害を及ぼした場合には、その団体に対して損害金を支払わなければならない。
- 本法令を違反した場合には、新環境管理法（1997年法律第23号）及び運輸道路交通法（1992年法律第14号）に従って罰則を与えられる。

注：*障害基準とは、騒音、振動、悪臭及びその他障害の基準であり、人間の快適性や人体及び建物の安全性を考慮している。

4.4 その他

本法令では、大気汚染源の潜在性、気象や地理的要素及び土地利用にもとづいた地域別の大気環境状況（Ambient Air Quality Status）と、物質ごとの測定結果を指数化して大気汚染の度合いを表す大気汚染指標（Air Pollution Standard Index）を設定している。

5 出典

Ministry of Environment Republic of Indonesia and Japan International Cooperation Agency. Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 41 Year 1999 on Air Pollution Control.

大気環境基準

No.	項目	時間	環境基準	分析方法	装置
1	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間 24時間 1年	900 μ g/Nm ³ 365 μ g/Nm ³ 60 μ g/Nm ³	パラサリニン比 色法	吸光光度計
2	一酸化炭素 (CO)	1時間 24時間 1年	30,000 μ g/Nm ³ 10,000 μ g/Nm ³	非分散型赤 外線分析法 (NDIR)	非分散型赤 外線分析計
3	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間 24時間 1年	400 μ g/Nm ³ 150 μ g/Nm ³ 100 μ g/Nm ³	サルツマン法	吸光光度計
4	オゾン (O ₃)	1時間 1年	235 μ g/Nm ³ 50 μ g/Nm ³	化学発光法	吸光光度計
5	炭化水素 (HC)	3時間	160 μ g/Nm ³	水素炎イオン化 型分析法 (FID)	ガスクロマトグラ フィー
6	ばいじん (粒径<10 μ m)	24時間	150 μ g/Nm ³	重量分析法	ハイボリュームサン プラー
	ばいじん (粒径<2.5 μ m)	24時間 1年	65 μ g/Nm ³ 15 μ g/Nm ³	重量分析法	ハイボリュームサン プラー
7	総浮遊粉じん (TSP)	24時間 1年	230 μ g/Nm ³ 90 μ g/Nm ³	重量分析法	ハイボリュームサン プラー
8	鉛 (Pb)	24時間	2 μ g/Nm ³	重量分析法 抽出法	ハイボリュームサン プラー 原子吸光分 光光度計
		1年	1 μ g/Nm ³		
9	降下ばいじん (Dustfall)	30日	10Ton/Km ² /1ヶ月 (住宅地) 20Ton/ Km ² /1ヶ月 (工業地帯)	重量分析法	キャニスター (金属製容 器)
10	全フッ素	24時間 90日	3 μ g/Nm ³ 0.5 μ g/Nm ³	イオン電極法	インビンジヤ 連続分析器
11	フッ素指標	30日	40 μ g/100cm ² ろ紙	比色分析法	ろ紙
12	塩素及び二酸化	24時間	150 μ g/Nm ³	イオン電極法	インビンジヤ

No.	項目	時間	環境基準	分析方法	装置
	塩素				連続分析器
13	硫酸指標	30日	1mg 無水硫酸 (SO ₃) /100cm ³ 過酸化鉛	比色分析法	過酸化鉛を 含んだろう そく状のも の

注：10～13 は化学工業地域/地区に適用する（例：石油化学工業、硫酸製造産業など）